



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価（送料共）1か月2,200円

## 目次（\*については県法規集掲載事項）

- 規則
- \*54 和歌山県都市計画に関する公聴会規則の一部を改正する規則（都市政策課）
- 告示
- \*440 全国自治宝くじ事務協議会の新潟市及び浜松市の加入（財政課）
- \*441 津波防災教育センター津波映像シアターの管理事務の委託に関する規約（総合防災課）
- 442 平成18年和歌山県告示第548号（和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の収納事務の委託）の一部改正（水産振興課）
- 443 和歌山県道路線認定に関する告示（道路保全課）
- 444 道路の区域変更（ " ）
- 445 新道路の供用開始等（ " ）
- 446 道路の区域変更（ " ）
- 447 新道路の供用開始（ " ）
- 448 道路の区域変更（ " ）
- 449 新道路の供用廃止（ " ）
- 450 道路の区域変更（ " ）
- 451 新道路の供用開始等（ " ）

## 規 則

### 和歌山県規則第54号

和歌山県都市計画に関する公聴会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県都市計画に関する公聴会規則の一部を改正する規則

和歌山県都市計画に関する公聴会規則（昭和44年和歌山県規則第102号）の一部を次のように改正する。

第8条中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第440号

新潟市及び浜松市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の

規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に新潟市及び浜松市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「堺市」の次に「、新潟市、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

### 和歌山県告示第441号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、津波防災教育センター津波映像シアターの管理に関する事務の管理及び執行を下記の規約により広川町に委託する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

津波防災教育センター津波映像シアターの管理事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 和歌山県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、和歌山県が設置する津波防災教育センター津波映像シアター（以下「シアター」という。）の管理に関する事務の管理及び執行を広川町に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 前条の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) シアターの使用に関すること。
- (2) シアターの維持管理に関し必要なこと。
- (3) その他シアターの管理に関し必要なこと。

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、広川町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、和歌山県の負担とする。

（条例等の制定の場合の措置）

第5条 広川町は、委託事務の管理及び執行に係る条例等

を制定し、又は改廃したときは、速やかに和歌山県に通知しなければならない。

(補則)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、和歌山県と広川町が協議して定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県告示第442号

平成18年和歌山県告示第548号(和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の収納事務の委託)の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「太地漁業協同組合」を「太地町漁業協同組合」に改める。

和歌山県告示第443号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

整理番号	旧新別	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
46	旧	那智山勝浦線	那智勝浦町大字那智山 那智勝浦町大字勝浦	
	新	那智山勝浦線	那智勝浦町大字南平野 那智勝浦町大字勝浦	

和歌山県告示第444号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市学文路字大田419番1地先から同市学文路字金尾松880番1地先まで	旧	2.80 ? 6.50	525.00	
橋本市学文路字大田419番1地先から		11.80		

同市学文路字金尾松872番1地先まで	旧	? 15.50	511.00	
同上	新	11.80 ? 15.50	511.00	

和歌山県告示第445号

平成19年和歌山県告示第444号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第446号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字南平野字妙法山2255番7地先から同町大字那智山字平石196番3地先まで	新	3.54 ? 38.20	6,100.00	

和歌山県告示第447号

平成19年和歌山県告示第446号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第448号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 二見御幸辻停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
橋本市御幸辻字ヲサ垣内250番1地先から同市御幸辻字中森坪蔵王前554番地先まで	旧	4.10	490.00	
		5.90		

和歌山県告示第449号

平成19年和歌山県告示第448号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成19年4月1日から供用を廃止する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第450号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 下湯川金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
有田郡有田川町大字栗生字北小一谷748番6地先から同町大字栗生字北小一谷743番地先まで	旧	4.50	230.00	
		8.45		
同上	新	5.20 13.25	230.00	

和歌山県告示第451号

平成19年和歌山県告示第450号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸